

令和4年度における下請法の運用状況  
及び  
中小事業者等の取引公正化に向けた取組

令和5年5月30日  
公正取引委員会

# 下請法の運用状況

- 1 措置件数過去最多(8,671件)
- 2 金型・木型の無償保管要請事件に対して初めて勧告
- 3 買ったたき事件に対して勧告を行うなど積極的に対処

[単位:名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和4年度	70,000	300,000	370,000
製造委託等(注1)	37,993	176,799	214,792
役務委託等(注2)	32,007	123,201	155,208
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等	37,280	169,318	206,598
役務委託等	27,720	130,682	158,402
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	36,128	196,879	233,007
役務委託等	23,872	103,121	126,993

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

# ○下請法違反被疑事件の処理状況



[単位:件]

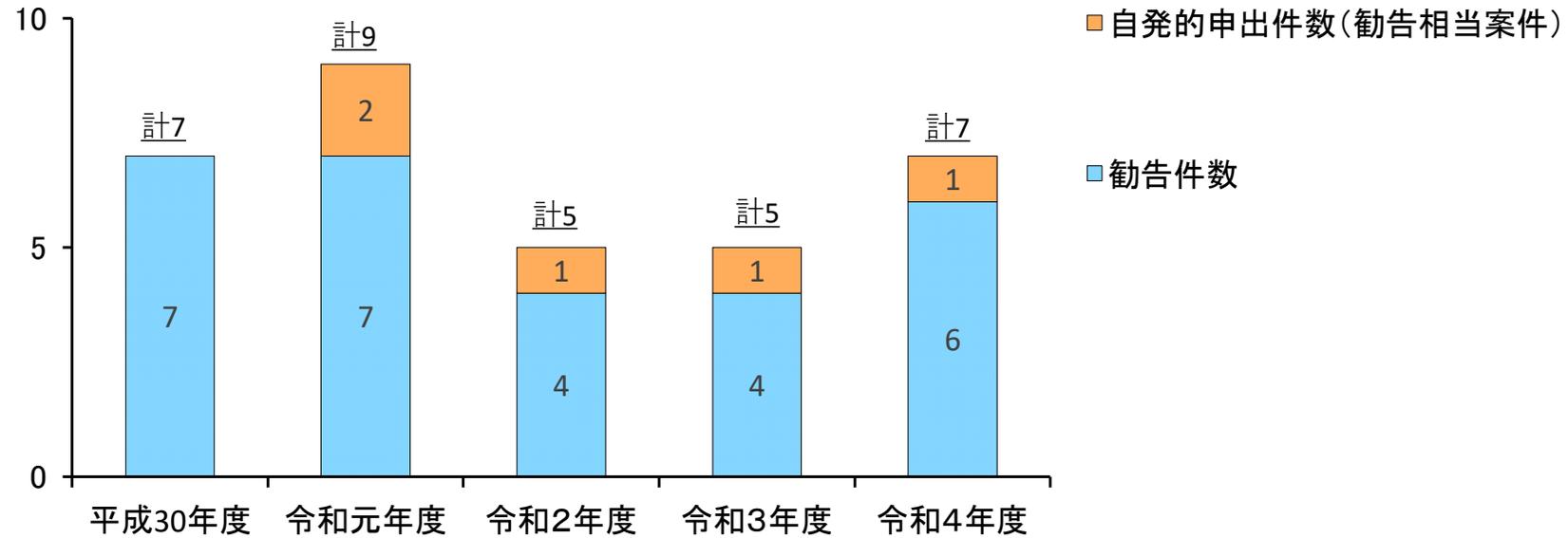
年度	新規着手件数(注1)				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注2)	小計		
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851

(注1)新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2)指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

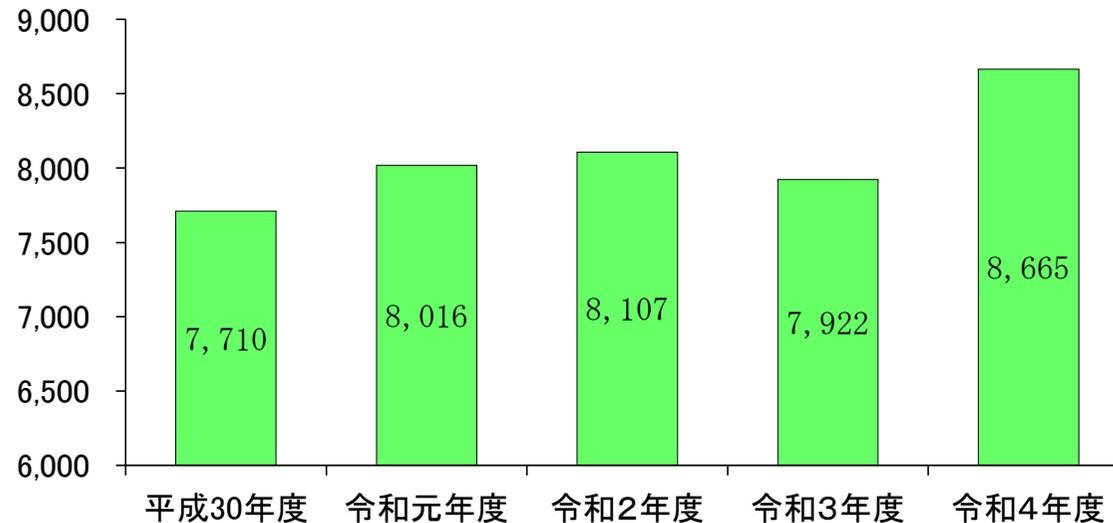
## 勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位:件]



## 指導件数の推移

[単位:件]



# ○下請法違反実例

## 1 買ったたきに関連するもの

- ① 港湾運送業務を下請事業者へ委託している運送会社は、エネルギーコスト等が高騰したことを理由として、下請事業者から取引価格の引上げを求められたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。  
このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。
- ② 食品等の製造を下請事業者へ委託している食品製造会社は、原材料価格等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。  
このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるものである。

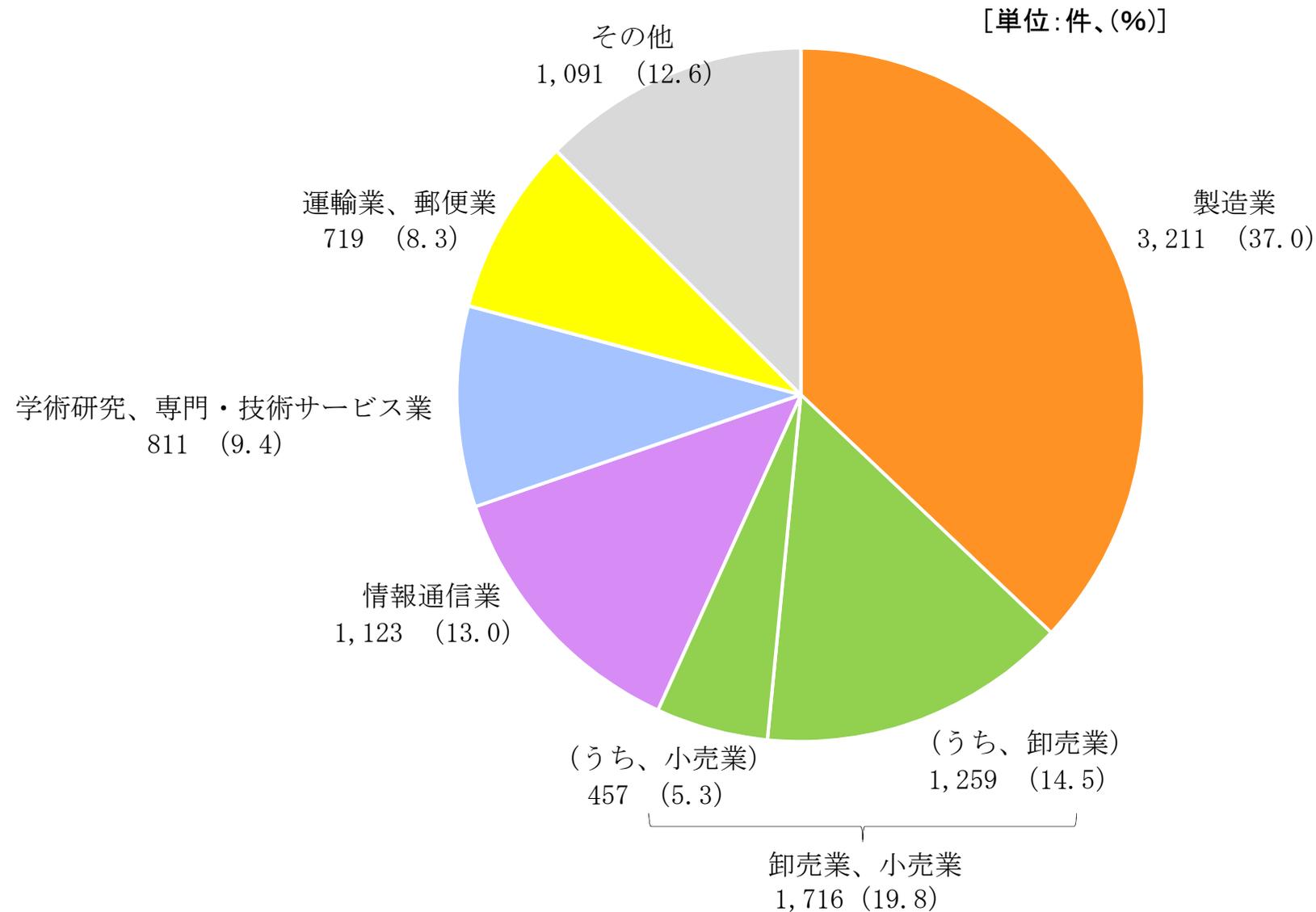
## 2 フリーランスに関連するもの

- ① 広告デザインの作成等を個人事業主の下請事業者へ委託している広告会社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者へ交付すべき書面を交付していなかった。  
このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。
- ② ホームページのデザインの作成を個人事業主の下請事業者へ委託しているホームページ制作会社は、下請事業者へ作成を委託したデザインを受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。  
このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

## 3 金型に関連するもの

自社が販売する発電用バルブの部品の製造を下請事業者へ委託している発電用バルブ製造会社は、自社が所有する木型及び金型(以下「木型等」という。)を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者へ木型等を無償で保管させていた。  
このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するものである。

# ○勧告・指導件数(8,671件)の業種別内訳



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

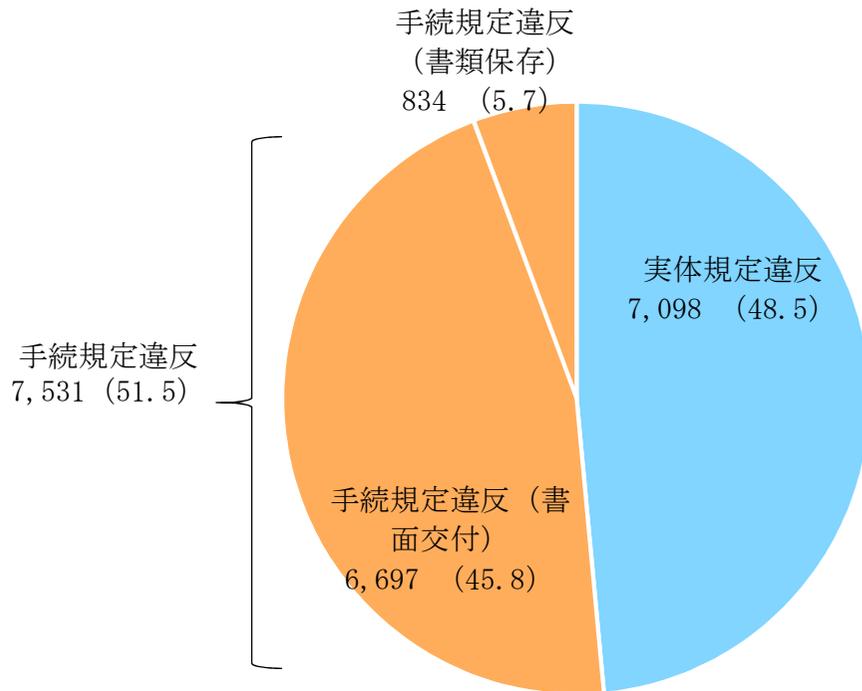
(注2) ( )内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

# ○類型別件数(14,629件)の内訳、実体規定違反件数(7,098件)の行為類型別内訳



## 類型別件数（14,629件）の内訳

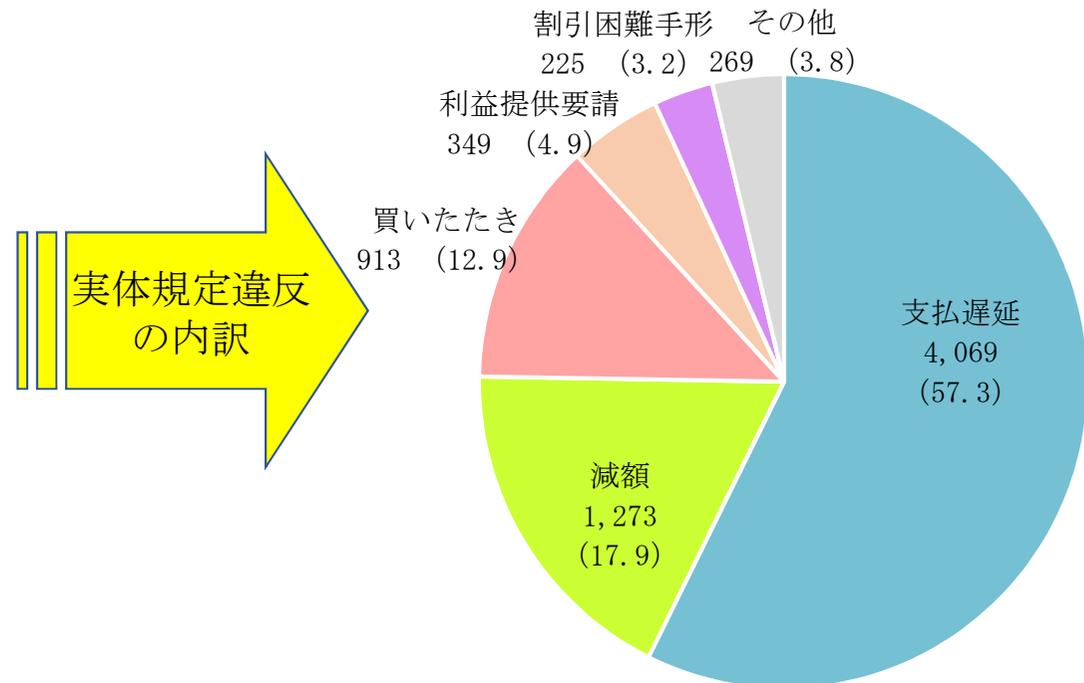
[単位:件、(%)]



(注) ( )内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、4頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

## 実体規定違反件数（7,098件）の行為類型別内訳

[単位:件、(%)]



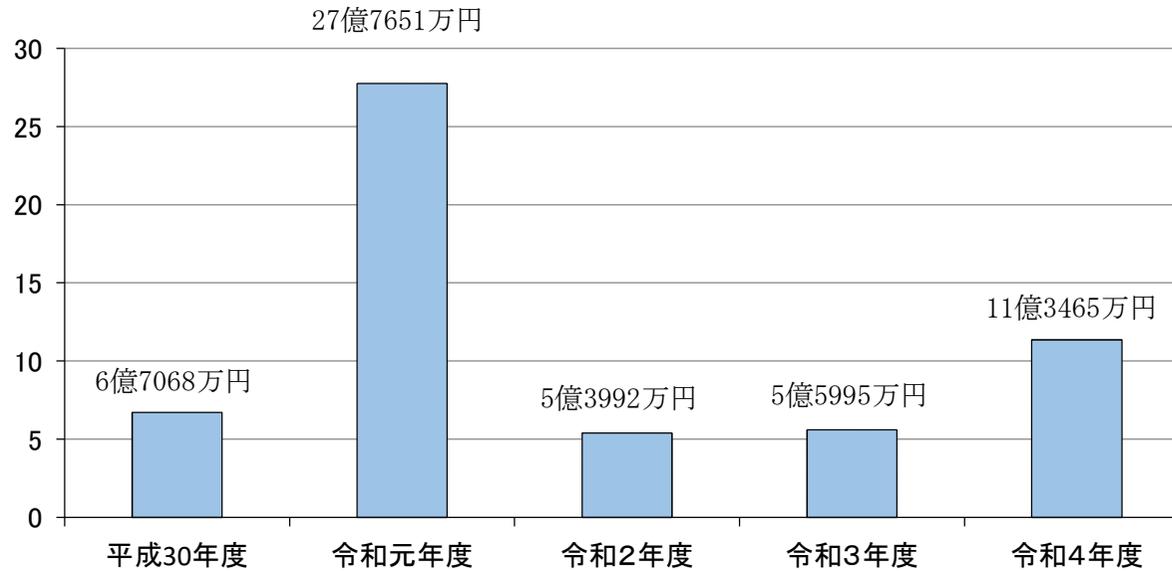
(注) ( )内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。



○原状回復額の推移、原状回復を行った親事業者数  
・原状回復を受けた下請事業者数の推移

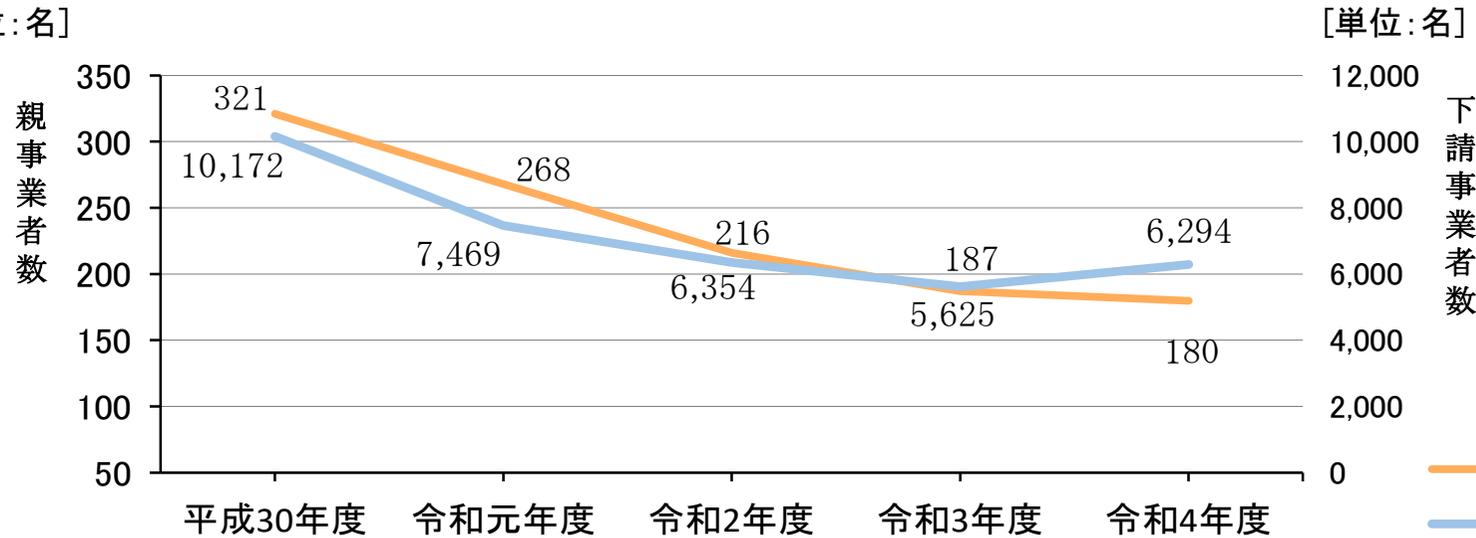
原状回復額の推移

[単位:億円]



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

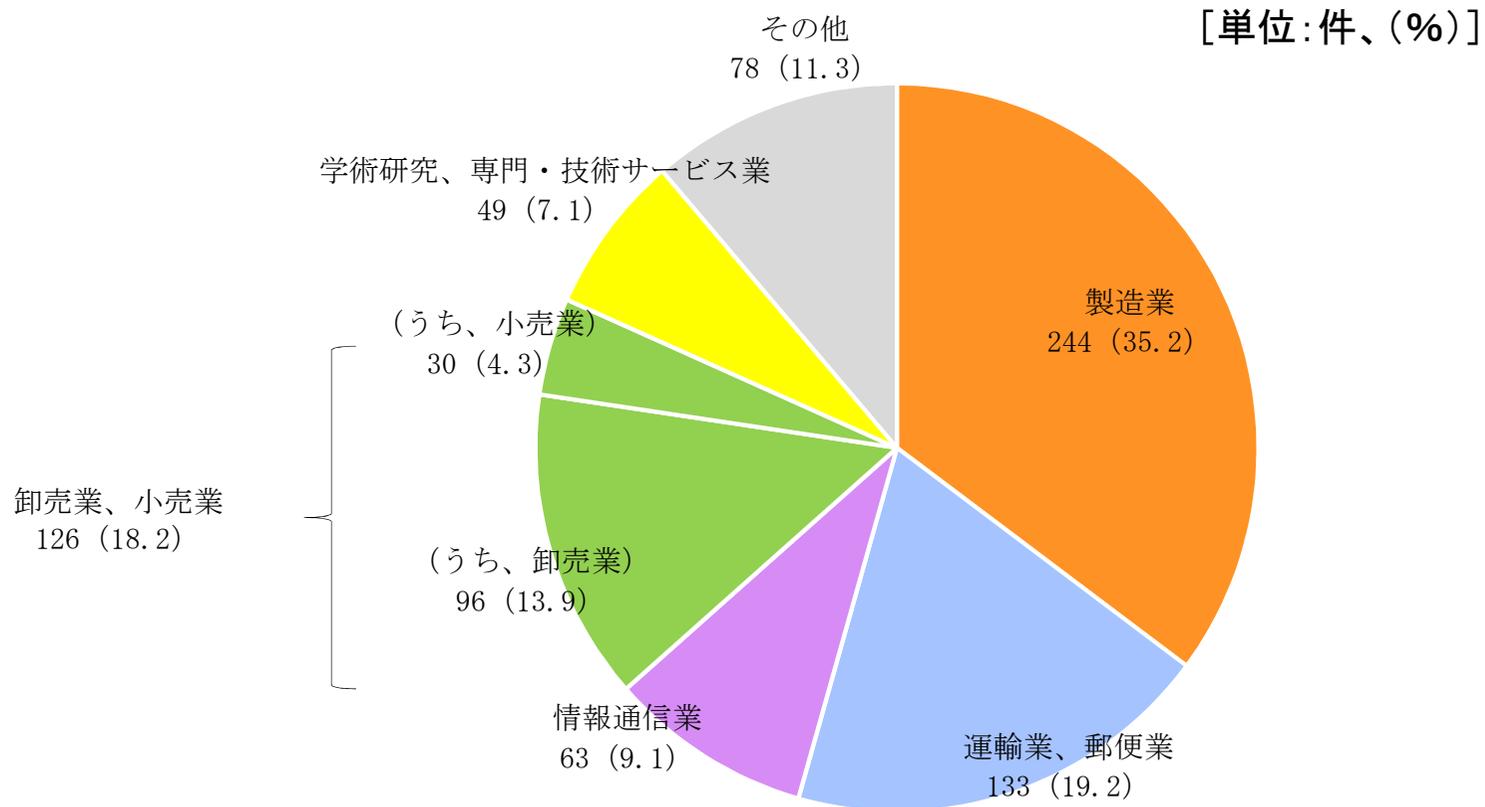
[単位:名]



# ○転嫁対策に向けた集中取組期間における対応 (買ったたきについての指導 ①)

公正取引委員会は、転嫁対策に向けた集中取組期間(令和5年1月～3月)において121件の立入調査を実施するとともに、買ったたきについて693件の指導を行った。

買ったたきについて指導を行った親事業者を業種別にみると、下表(大分類)及び次ページの表(中分類)のとおり。



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ( ) 内の数値は買ったたきに係る指導件数全体 (693件) に占める比率である。

# ○転嫁対策に向けた集中取組期間における対応 (買ったたきについての指導 ②)

製造業に対する措置件数 (244件)の内訳		
業種	措置件数	割合
金属製品製造業	49件	20.1%
生産用機械器具製造業	45件	18.4%
輸送用機械器具製造業	23件	9.4%
繊維工業	14件	5.7%
はん用機械器具製造業	14件	5.7%
プラスチック製品製造業	10件	4.1%
食料品製造業	9件	3.7%
その他の製造業	9件	3.7%
印刷・同関連業	8件	3.3%
電気機械器具製造業	8件	3.3%
家具・装備品製造業	8件	3.3%
その他	47件	19.3%
<b>合計</b>	<b>244件</b>	<b>100%</b>

卸売業、小売業に対する措置件数 (126件)の内訳		
業種	措置件数	割合
機械器具卸売業	41件	32.5%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	19件	15.1%
その他の卸売業	16件	12.7%
機械器具小売業	15件	11.9%
繊維・衣服等卸売業	11件	8.7%
その他	24件	19.0%
<b>合計</b>	<b>126件</b>	<b>100%</b>

その他の業種に対する措置件数 (323件)の内訳			
業種		件数	割合
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	118件	36.5%
	道路貨物運送業以外	15件	4.6%
情報通信業	情報サービス業	47件	14.6%
	情報サービス業以外	16件	5.0%
学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業	29件	9.0%
	技術サービス業以外	20件	6.2%
サービス業	その他の事業サービス業	11件	3.4%
	その他の事業サービス業以外	10件	3.1%
複合サービス業	協同組合	13件	4.0%
その他		44件	13.6%
<b>合計</b>		<b>323件</b>	<b>100%</b>

(注) 業種は、日本標準産業分類中分類による。



# 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

## ①独占禁止法の執行強化

## ②下請法の執行強化等

## ③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

### 1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・ 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）

【令和5年5月末開始】

- ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）
- ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

### 2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年6月上旬公表予定】

### 1 重点的な立入調査

- ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定（情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の5業種）
- ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】

### 2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

### 3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・ 関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】

### 1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

### 2 相談対応及び情報収集の実施

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番  
**電話番号 0120-060-110**  
**【受付時間】 10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）**

- ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

# ○下請法及び優越的地位の濫用に関する相談件数の推移



[単位：件]

